

保護者の方へ

令和 年 月 日

奥多摩町教育委員会  
奥多摩町立古里小学校  
校長 拝原 茂行

## インフルエンザによる再登校について

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」には、出席停止の期間が定められています。この期間は、学校内での感染拡大を防ぐため、り患した児童・生徒は登校することができません。(但し、出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。)

インフルエンザの場合、再登校させる際には、以下の「インフルエンザによる再登校届」を保護者が記入し、担任へご提出ください。なお、医師による治癒証明書は不要となります。(但し、インフルエンザ以外の感染症は、登校許可証の提出が必要です。)

※ インフルエンザ出席停止基準は、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまでとなりますが、具体例は裏面をご覧ください。

※再登校届は医師の診断を基に、保護者の方がご記入ください。解熱後の再受診は不要です。

---

## インフルエンザによる再登校届

奥多摩町立古里小学校長 様

年 氏名

保護者氏名

上記の疾患について、 月 日に医師の診断を受けました。

このため、 月 日から 月 日まで登校を停止していましたが、本日より、登校させますのでご連絡いたします。

受診した医療機関名：

医療機関の電話番号：

※該当する箇所に○をお願いします。 今回かかったインフルエンザは A 型・B 型・不明